

關係資料

	(頁)
○委員・特別委員名簿	… 資料一 1
○事務局概要	… 資料一 6
○活動狀況	… 資料一 7
○窓口一覽	… 資料一 9

○委員・特別委員名簿

電気通信紛争処理委員会の委員及び特別委員は、下表のとおり(平成23年12月1日現在)。

なお、これらの委員及び特別委員は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第154条第3項(第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の35第2項で準用。)の規定による委員会の指定を受けており、このうちから事件ごとに、あっせん委員及び仲裁委員が指名されることとなる。

1. 委員

(敬称略)

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
<small>さかにわ こういち</small> 坂庭 好一 (委員長)	昭和23年	男	昭和47年3月 52年3月 58年4月 平成3年6月 12年4月	東京工業大学工学部電子工学科卒業 東京工業大学大学院理工学研究科電子工学専攻博士課程修了工学博士 東京工業大学工学部助教授 東京工業大学工学部教授 東京工業大学大学院理工学研究科教授(現職)	平成22年 12月3日 (平成19年 11月30日)	平成25年 12月2日
<small>ふちがみ れいこ</small> 淵上 玲子 (委員長代理)	昭和29年	女	昭和52年3月 58年4月	一橋大学法学部卒業 弁護士登録(現職)	平成22年 12月3日 (平成19年 11月30日)	平成25年 12月2日
<small>おぼた ひろし</small> 尾畑 裕	昭和33年	男	昭和57年3月 59年3月 62年3月 平成3年4月 11年5月 12年4月 12年11月	一橋大学商学部卒業 一橋大学大学院商学研究科修士課程修了 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位修得退学 一橋大学商学部助教授 一橋大学商学部教授 一橋大学大学院商学研究科教授(現職) 一橋大学商学研究科博士号取得	平成22年 12月3日 (平成19年 11月30日)	平成25年 12月2日

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
かがみ ようこ 各務 洋子	昭和34年	女	昭和62年4月 平成9年3月 9年4月 10年4月 14年4月 18年4月 20年4月	国際基督教大学社会科学研究所助手 国際基督教大学大学院行政学研究科 経営学専攻博士課程修了学術博士 国際基督教大学社会科学科非常勤講師 駒澤大学経営学部専任講師 駒澤大学経営学部助教授 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部助教授 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授（現職）	平成22年 12月3日	平成25年 12月2日
やまもと かずひこ 山本 和彦	昭和36年	男	昭和59年3月 59年4月 62年6月 平成7年4月 12年4月 13年4月	東京大学法学部卒業 東京大学法学部助手 東北大学法学部助教授 一橋大学法学部助教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 一橋大学大学院法学研究科教授（現職）	平成22年 12月3日	平成25年 12月2日

※任命日の欄の括弧内の年月日は、再任の委員の初任年月日。

2. 特別委員

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
おの たけみ 小野 武美	昭和31年	男	昭和55年3月 61年6月 平成2年4月 4年4月 8年3月 9年4月	京都大学経済学部卒業 京都大学大学院経済学研究科博士 後期課程退学 名古屋市立大学経済学部助教授 東京経済大学経営学部助教授 京都大学博士（経済学） 東京経済大学経営学部教授（現職）	平成23年 11月30日 （平成19年 11月30日）	平成25年 11月29日
かとう ねい 加藤 寧	昭和37年	男	昭和61年3月 平成3年3月 3年4月 7年8月 8年5月 15年4月	職業訓練大学校電子科卒業 東北大学大学院工学研究科情報工学 専攻博士課程修了 東北大学大型計算機センター助手 東北大学大学院情報科学研究科助手 東北大学大学院情報科学研究科助教授 東北大学大学院情報科学研究科教授（現職）	平成23年 11月30日 （平成21年 11月30日）	平成25年 11月29日

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
こづか 庄一郎 小塚 庄一郎	昭和44年	男	平成4年3月 4年4月 7年7月 10年4月 16年4月 17年4月 19年2月 22年4月	東京大学法学部卒業 東京大学法学部助手 千葉大学法経学部助教授 上智大学法学部助教授 上智大学法学研究科助教授 上智大学法学研究科教授 東京大学博士（法学）取得 学習院大学法学部教授（現職）	平成23年 11月30日	平成25年 11月29日
こんどう なつ 近藤 夏	昭和41年	女	平成2年3月 6年3月 9年4月	東京大学文学部卒業 東京大学法学部卒業 弁護士登録（現職）	平成23年 11月30日	平成25年 11月29日
しらい ひろし 白井 宏	昭和33年	男	昭和55年3月 57年3月 61年6月 63年4月 平成10年4月	静岡大学工学部電気工学科卒業 静岡大学大学院工学研究科電気工学専攻修士課程修了 ポリテクニク大学大学院工学研究科電気工学専攻博士課程修了 博士号取得 中央大学理工学部助教授 中央大学理工学部教授（現職）	平成23年 11月30日 (平成19年 11月30日)	平成25年 11月29日
てらざわ ゆきひろ 寺澤 幸裕	昭和40年	男	平成元年3月 5年4月 11年6月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業 弁護士登録（現職） ワシントン大学ロースクール修了	平成23年 11月30日 (平成19年 11月30日)	平成25年 11月29日
ひぐち かずお 樋口 一夫	昭和23年	男	昭和49年3月 53年4月	一橋大学法学部卒業 弁護士登録（現職）	平成23年 11月30日 (平成17年 11月30日)	平成25年 11月29日
もり ゆみこ 森 由美子	昭和42年	女	平成2年3月 4年3月 7年3月 9年4月 13年10月 17年3月 20年4月	山口大学経済学部卒業 山口大学大学院経済学研究科修士課程修了 神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得 関東学園大学経済学部講師 関東学園大学経済学部助教授 博士号（政策研究）取得 関東学園大学経済学部教授（現職）	平成23年 11月30日 (平成19年 11月30日)	平成25年 11月29日

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
わかばやし ありさ 若林 亜理砂	昭和42年	女	平成3年3月 5年3月 11年3月 11年4月 16年4月 20年4月	上智大学法学部卒業 上智大学大学院法学研究科博士前期課程修了 上智大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学 静岡大学人文学部助教授 駒澤大学大学院法曹養成研究科准教授 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授（現職）	平成23年 11月30日 (平成19年 11月30日)	平成25年 11月29日
わかばやし かずこ 若林 和子	昭和28年	女	昭和51年3月 56年8月	神戸大学経営学部卒業 公認会計士登録（現職）	平成23年 11月30日	平成25年 11月29日

※任命日の欄の括弧内の年月日は、再任の特別委員の初任年月日。

(参考) 過去の委員・特別委員 (敬称略)

1. 委員

氏名	職業	在任期間
こうじょう としまろ 香城 敏磨	獨協大学法科大学院教授	平成13年11月30日～平成19年2月14日
たなか けんじ 田中 建二	明治大学大学院会計専門職研究科教授	平成13年11月30日～平成19年11月29日
もりなが のりひこ 森永 規彦	広島国際大学工学部長	同上
よしおか むつこ 吉岡 睦子	弁護士	同上
たつおか すけあき 龍岡 資晃	学習院大学専門職大学院 法務研究科(法科大学院)教授	平成19年6月20日～平成22年11月29日
とみさわ このみ 富沢 木実	法政大学地域研究センター客員教授	平成13年11月30日～平成22年11月29日

※ 職業については、在任期間中のものである。

2. 特別委員

氏名	職業	在任期間
とうかい みきお 東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授	平成13年11月30日～平成14年12月25日
ふじもと ひろふみ 藤本 博史	裁判官	平成13年11月30日～平成17年10月7日
はまたに かずお 濱谷 和生 (土佐) (注)「土佐」は通称	甲南大学法学部教授	平成13年11月30日～平成17年11月29日
あさい すみこ 浅井 澄子	大妻女子大学社会情報学部准教授	平成13年11月30日～平成19年11月29日
ふじわら ひろたか 藤原 宏高	弁護士	同上
おばた ひろし 尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科教授	平成15年1月8日～平成19年1月7日 平成19年2月16日～平成19年11月29日
わくい まさこ 和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研究科准教授	平成17年11月30日～平成19年11月29日
せざき かおる 瀬崎 薫	東京大学空間情報科学研究センター 准教授	平成13年11月30日～平成21年11月29日
はせべ ゆきこ 長谷部 由起子	学習院大学専門職大学院 法務研究科(法科大学院)教授	同上
やまもと かずひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授	平成21年11月30日～平成22年12月2日

※ 職業については、在任期間中のものである。

○事務局概要

電気通信紛争処理委員会には、電気通信事業法第152条の規定によりその事務をするための事務局が設置されており、事務局長、参事官、紛争処理調査官等の職員が置かれている。これらの職員は、委員長の名を受けて職務を遂行し、事務局長は、その中で局務を掌理する。

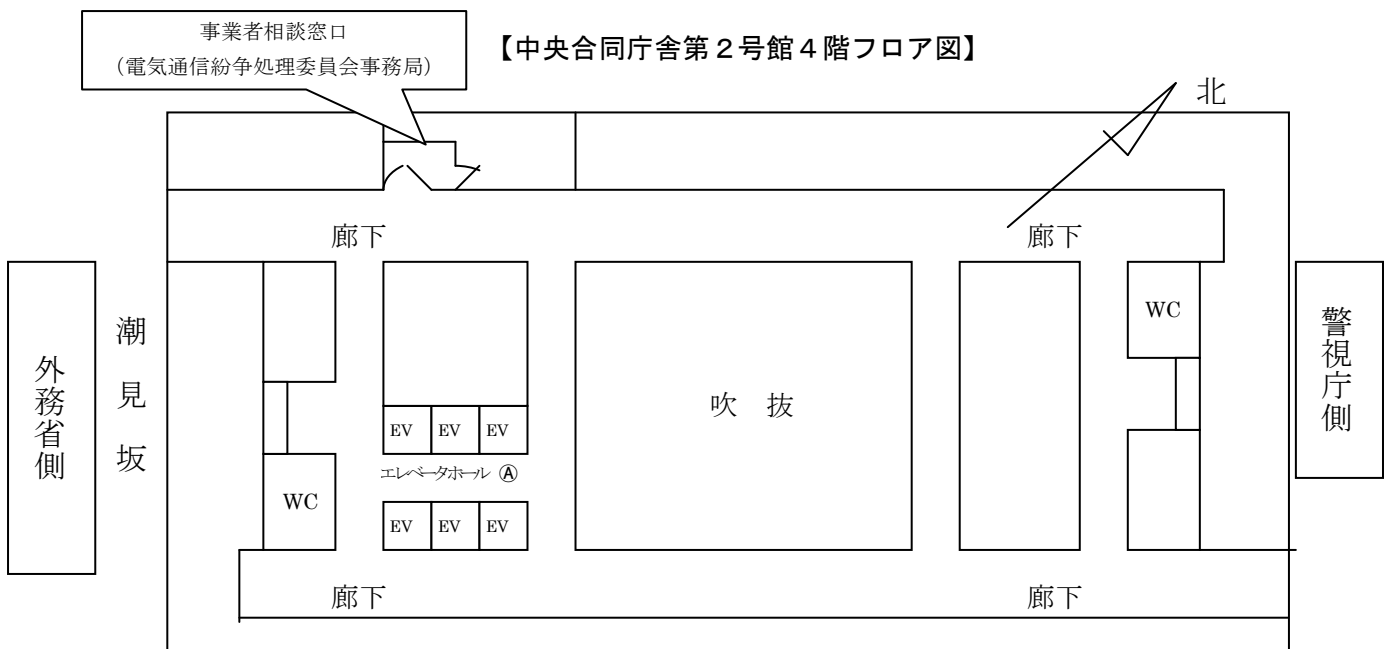
事務局には、事業者相談窓口を設け、電気通信事業者、コンテンツ配信事業者¹⁶を営む者、ケーブルテレビ事業者等¹⁷、基幹放送事業者などからの事業者間の紛争に関する相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供を行っている。

所在地 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館4階
 交通(地下鉄) 丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅下車(地下A2出口) 徒歩約1分
 有楽町線「桜田門」駅下車 徒歩約3分

【電気通信紛争処理委員会事務局の位置】



【中央合同庁舎第2号館4階フロア図】



桜田通り(国道1号線)

※ 地下1階又は1階のエレベータホールAからエレベータにて連絡

16 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)

17 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者(登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。)(放送法第142条第1項)

○活動状況

1 処理等件数の概要

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

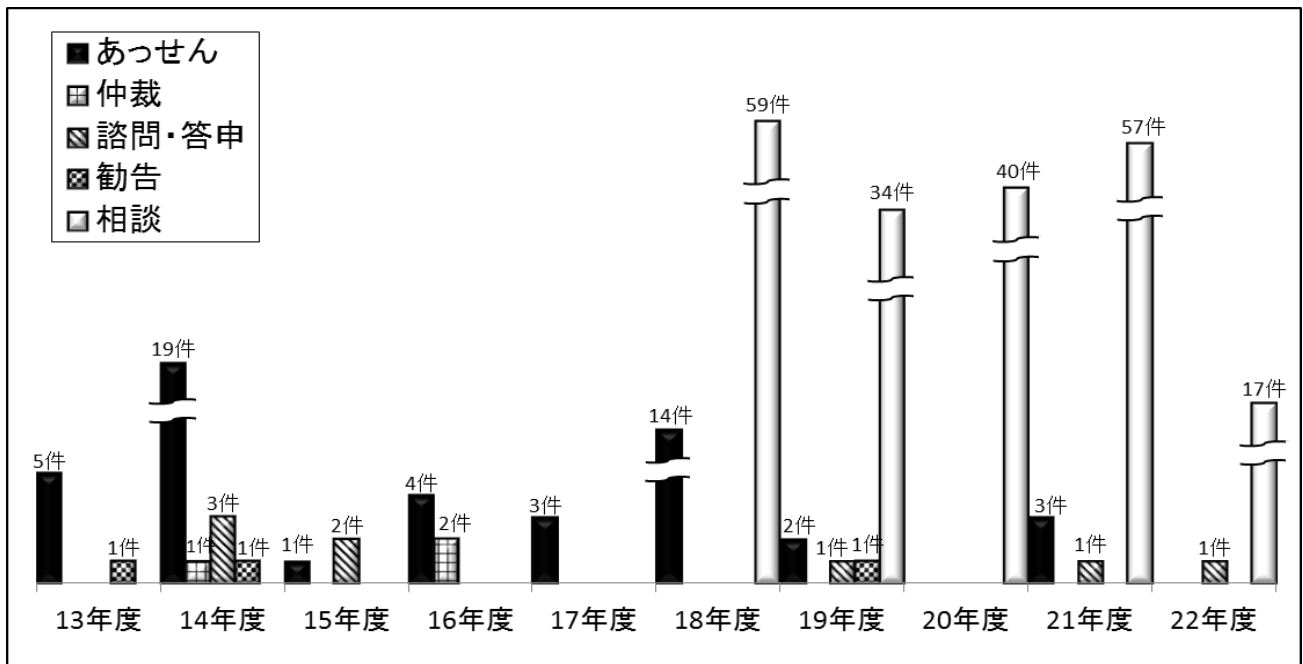
あっせん申請	処理終了
51	51
	(合意により解決 31)
	(合意に至らず申請取下げ 16)
	(あっせん打ち切り 1)
	(あっせん不実行 3)

仲裁申請	処理終了
3	3
	(仲裁判断 0)
	(仲裁不実行 3)

諮問	答申
8	8

総務大臣への勧告
3

参考 (年度別処理等件数)



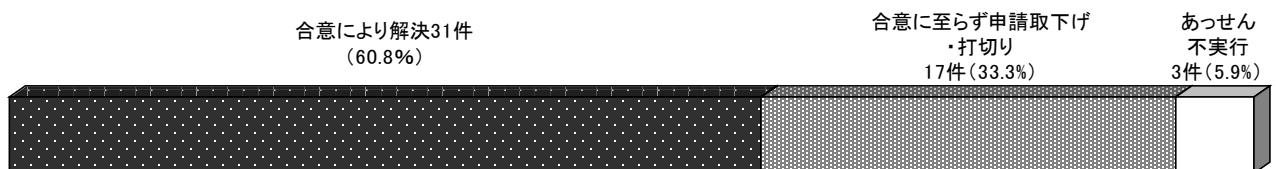
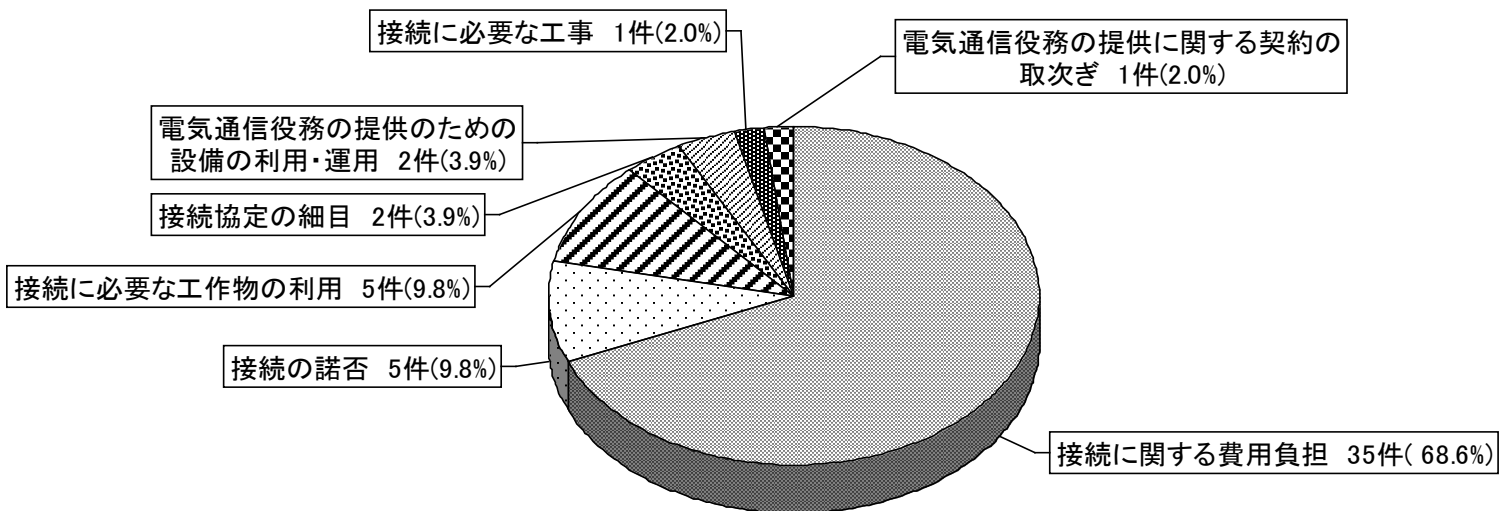
(注 1) 相談件数は、18年度以降のもののみ掲載。

(注 2) 同一案件に係る複数回の相談 (電話・メール・来訪等) を含む。

2 種類別内訳

	あっせん	仲裁	諮問	計
① 接続の諾否	5		2	7
② 接続に関する費用負担	35	2		37
③ 接続協定の細目	2		2	4
④ 接続に必要な工事	1	1		2
⑤ 接続に必要な工作物の利用（コロケーション）	5			5
⑥ 電気通信役務の提供に関する契約の取次ぎ	1			1
⑦ 電気通信役務の提供のための設備の利用・運用	2			2
⑧ 業務改善命令			3	3
⑨ 土地等の使用に関する協議認可			1	1
計	51	3	8	62

参考（あっせんの紛争内容・結果別内訳）



注：「合意により解決」は、当事者間の協議により解決した事件 11 件及びあっせん案の受諾により解決した事件 20 件の合計。

○窓口一覧

(総務省本省)

所在地 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館

内 容	担当部署	連絡先
○ 事業者間の紛争に関する一般的な相談 (あっせん・仲裁の制度・手続に関する説明のほか、紛争処理に関する法令・事例等の情報提供や紛争解決に向けた助言なども行っています。)	事業者相談窓口 (電気通信紛争処理委員会事務局)	電 話：03-5253-5500 ファクシミリ：03-5253-5197 e-mail：soudan@ml.soumu.go.jp

内 容	担当部署	連絡先
○ 電気通信事業法又は電波法関係のあっせん・仲裁の申請	総合通信基盤局 総務課	電 話：03-5253-5827 ファクシミリ：03-5253-5830
○ 放送法関係のあっせん・仲裁の申請	情報流通行政局 総務課	電 話：03-5253-5711 ファクシミリ：03-5253-5714
○ 接続協定等に関する協議命令の申立て又は細目の裁定の申請 (電気通信事業法関係)	総合通信基盤局 料金サービス課 又は データ通信課	【料金サービス課】 電 話：03-5253-5842 ファクシミリ：03-5253-5848 【データ通信課】 電 話：03-5253-5852 ファクシミリ：03-5253-5855
○ 土地等の使用に関する協議認可又は裁定の申請 ○ 線路の移転その他支障の除去に関する裁定の申請 (電気通信事業法関係)	総合通信基盤局 事業政策課	電 話：03-5253-5835 ファクシミリ：03-5253-5838
○ 電気通信事業法第 172 条の規定による意見の申出	【申出人が電気通信事業者の場合】 総合通信基盤局 総務課	電 話：03-5253-5827 ファクシミリ：03-5253-5830
	【申出人が電気通信事業者でない場合】 総合通信基盤局 消費者行政課	電 話：03-5253-5488 ファクシミリ：03-5253-5948

(総合通信局及び沖縄総合通信事務所)

総合通信局等	申請等の窓口	管轄区域
<p>北海道総合通信局</p> <p>〒060-8795</p> <p>札幌市北区 北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(011)709-2311(内線 4703) FAX：(011)709-2482</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>情報通信部有線放送課 電話：(011)709-2311(内線 4671) FAX：(011)708-5151</p> <p>■無線局の開設・変更にあつた際の混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請</p> <p>総務部総務課 電話：(011)709-2311(内線 4604) FAX：(011)709-2481</p>	<p>北海道</p>
<p>東北総合通信局</p> <p>〒980-8795</p> <p>仙台市青葉区 本町3-2-23 仙台第二合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(022)221-0630 FAX：(022)221-0613</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあつせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>放送部有線放送課 電話：(022)221-0704 FAX：(022)221-1808</p> <p>■無線局の開設・変更にあつた際の混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあつせん・仲裁の申請</p> <p>総務部総務課 電話：(022)221-0602 FAX：(022)221-0612</p>	<p>青森、岩手、 宮城、秋田、 山形、福島</p>
<p>関東総合通信局</p> <p>〒102-8795</p> <p>千代田区 九段南1-2-1 九段第三合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあつせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(03)6238-1671 FAX：(03)6238-1698</p>	<p>茨城、栃木、 群馬、埼玉、 千葉、東京、 神奈川、山梨</p>

	<p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>放送部有線放送課 電話：(03)6238-1723 FAX：(03)6238-1719</p>	
<p>信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(026)234-9948 FAX：(026)234-9999</p>	<p>新潟、長野</p>
	<p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>情報通信部放送課 電話：(026)234-9993 FAX：(026)234-9999</p>	
	<p>■無線局の開設・変更にあつての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>総務部総務課 電話：(026)234-9963 FAX：(026)234-9969</p>	
<p>北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(076)233-4422 FAX：(076)233-4499</p>	<p>富山、石川、 福井</p>
	<p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>情報通信部放送課 電話：(076)233-4493 FAX：(076)233-4499</p>	
	<p>■無線局の開設・変更にあつての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>総務部総務課</p>	

	<p>電話：(076)233-4412 FAX：(076)233-4419</p>	
<p>東海総合通信局</p> <p>〒461-8795 名古屋市東区 白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(052)971-9403 FAX：(052)971-3581</p>	<p>岐阜、静岡、 愛知、三重</p>
	<p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>放送部有線放送課 電話：(052)971-9136 FAX：(052)971-9394</p>	
	<p>■無線局の開設・変更にあつての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>総務部総務課 電話：(052)971-9105 FAX：(052)971-9393</p>	
<p>近畿総合通信局</p> <p>〒540-8795 大阪市中央区 大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(06)6942-8519 FAX：(06)6942-0609</p>	<p>滋賀、京都、 大阪、兵庫、 奈良、和歌山</p>
	<p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>放送部有線放送課 電話：(06)6942-8571 FAX：(06)6942-7622</p>	
	<p>■無線局の開設・変更にあつての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>総務部総務課 電話：(06)6942-8505 FAX：(06)6942-1849</p>	
<p>中国総合通信局</p> <p>〒730-8795 広島市中区 東白島町19-36</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(082)222-3378 FAX：(082)502-8152</p>	<p>鳥取、島根、 岡山、広島、 山口</p>
	<p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請</p>	

	<p>■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>放送部有線放送課 電話：(082)222-3389 FAX：(082)502-8153</p> <hr/> <p>■無線局の開設・変更にあたっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>総務部総務課 電話：(082)222-3304 FAX：(082)221-0075</p>	
<p>四国総合通信局</p> <p>〒790-8795 松山市宮田町 8-5</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請</p> <p>■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請</p> <p>■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(089)936-5042 FAX：(089)936-5014</p> <hr/> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>情報通信部放送課 電話：(089)936-5039 FAX：(089)936-5014</p> <hr/> <p>■無線局の開設・変更にあたっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>総務部総務課 電話：(089)936-5011 FAX：(089)936-5007</p>	<p>徳島、香川、 愛媛、高知</p>
<p>九州総合通信局</p> <p>〒860-8795 熊本市春日 2-10-1</p>	<p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請</p> <p>■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請</p> <p>■電気通信事業法第172条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信部電気通信事業課 電話：(096)326-7824 FAX：(096)326-7829</p> <hr/> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>放送部有線放送課 電話：(096)326-7878 FAX：(096)326-7867</p> <hr/> <p>■無線局の開設・変更にあたっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>総務部総務課 電話：(096)326-7806</p>	<p>福岡、佐賀、 長崎、熊本、 大分、宮崎、 鹿児島</p>

<p>沖縄総合通信事務所</p> <p>〒900-8795</p> <p>那覇市東町 26-29</p>	<p>FAX : (096)356-3523</p> <p>■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請</p> <p>■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請</p> <p>■電気通信事業法第 172 条の規定による意見の申出</p> <p>情報通信課電気通信事業担当</p> <p>電話 : (098)865-2302</p> <p>FAX : (098)865-2311</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請</p> <p>情報通信課放送担当</p> <p>電話 : (098)865-2307</p> <p>FAX : (098)865-2311</p> <p>■無線局の開設・変更にあたっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請</p> <p>総務課総務担当</p> <p>電話 : (098)865-2300</p> <p>FAX : (098)865-2311</p>	<p>沖縄</p>
--	---	-----------